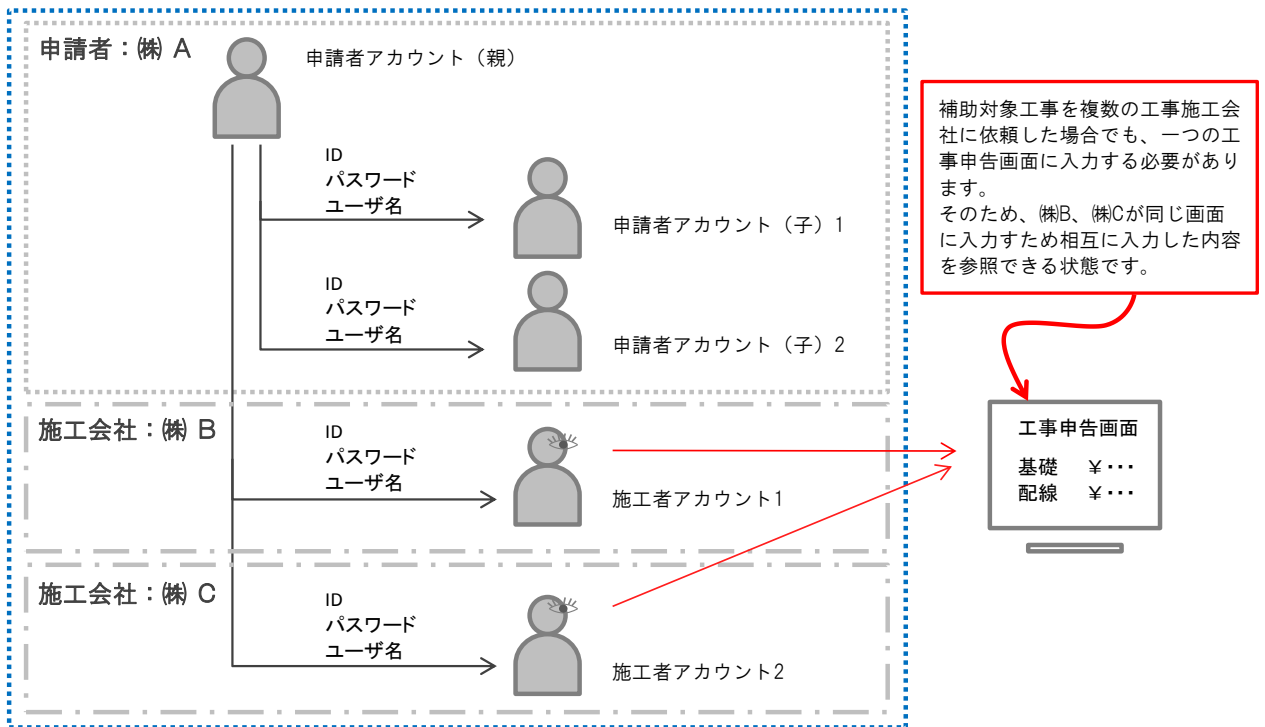


■アカウント作成の注意

ログイン画面の「申請者アカウント作成」からアカウントを取得できるのは、**申請者の代表担当者のみ**です。
作成された申請者アカウントが親となり、任意で追加のアカウントを作成できます。
追加できるアカウントは2種類あります。申請者（社内等）で作業者を追加する場合は、申請者アカウント（子）。
施工会社に依頼する場合は、施工者アカウントを作成してください。



申請者が複数の施工者アカウントを追加した場合、全ての施工者アカウントはポータル画面上の申請において同一の操作権限です。そのため、異なる工事施工会社の場合、相互に情報を参照することができる状態となりますので注意が必要です。

施工者アカウントの権限では工事申告においての工事内容および金額、手続代行者を依頼する場合の入力情報が相互に参照できます。

同じ申請者が複数申請する場合で、申請ごとに異なる工事施工会社に依頼している場合は、新たに申請者アカウントを追加することで回避できますが、1つの申請で複数の施工者アカウントの追加についての注意は同様です。

異なる工事施工会社に依頼する場合は、申請者が工事施工会社に確認をし、了承のもと操作を依頼してください。

■アカウントの操作制限について

ユーザごとの操作制限の有無を確認してください。アカウントの作成は、申請者アカウント（親）に限定されています。その他は、申請者アカウント（親）（子）どちらも同じ操作を行うことができます。施工者アカウントは、工事項目の入力操作のみに限定されています。

ユーザ	申請者アカウント		施工者アカウント
	(親)	(子)	
アカウントの作成	○	×	×
申請情報の入力	○	○	×
工事項目の入力	○	○	○
書類のUpload	○	○	×
「一括申請」ボタン	○	○	×

←申請者アカウント（親）が作成、取得し、配布する。

■最後に

ID・パスワードの漏えいにより、申請内容を書替えられる危険性があります。漏えいのないように、管理してください。手続代行者および工事施工会社が申請者アカウントを取得することはお認めしておりません。アカウントを追加する際に、間違えないようにしてください。